

第2 行政訴訟改革

1 はじめに

「法の支配」の理念が貫徹されるためには、行政手続の民主化とともに、行政主体（国、公共団体等）と国民との間に生じた様々な不都合に関し、国民が積極的にかかわり、これを是正していくため、行政訴訟制度を改革しなければならない。すなわち、行政訴訟制度の改革を行い、民主制の理念の徹底化を追求することにより、「法の支配」の理念が貫徹されることになるのである。こうした方向性の最後の砦ともいべきわが国の行政事件訴訟法を、国民の権利を実効的に救済する制度へと改革していくには、法律の更なる整備とともに、行政訴訟の担い手である法曹の資質・意識の改善が図られなければならない。

2 行政事件訴訟法の改正と改正後の運用

2004（平成16）年6月、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という）が42年ぶりに改正された。当該改正では、国民の救済範囲の拡大（原告適格の拡大、義務付け訴訟の法定、当事者訴訟としての確認訴訟の活用など）、訴訟における審理の充実、促進（裁判所の釈明処分として資料の提出制度など）、行政訴訟を利用しやすくするための方策の策定（抗告訴訟における被告適格の簡明化、国家を被告とする抗告訴訟について、管轄裁判所を、原告住所地を管轄する高裁・所在地の地裁に拡大、出訴期間を6ヶ月に延長、処分に当たっての被告、出訴期間、審査請求前置、裁決主張についての教示）、本案判決前における仮の救済制度新設など、国民の権利の実効的権利救済の観点において、一定の前進があった。

これまでは、行政訴訟を提起しても、第1回期日に至るまで被告たる行政庁側からどのような答弁がされるのか、いわゆる門前払いになるのではないかと原告側が戦々恐々としていた実情からみれば、国民の権利の実効的権利救済の観点において、一定の前進があったと評価することは十分可能である。

改正後の裁判所の動きを観察すると、改正法の趣旨に沿った判決を下しているケースが見受けられる。

例えば、最高裁判決については、改正法の趣旨に沿った判決として、以下の四件のケースが一般的に挙げられる。第一に、在外投票違憲判決（2005〔平成17〕年9月14日）は投票権という明確な権利に関するものではあるが、確認訴訟の可能性を広げた改正法の趣旨に沿った判決であった。第二に、小田急事件大法廷判決（2005〔平成17〕年12月7日）は原告適格についてもんじゅ判決（2002〔平成4〕年9月22日）以来の判断枠組みを維持しつつも、行訴法第9条2項の解釈を通じて広く関係法令を参照するとともに、個別的利益を比較的緩やかに認定し、原告適格を拡大した。第三に、遠州鉄道上島駅周辺の区画整理事業計画の処分性に関する最高裁判決（2008〔平成20〕年9月10日）は、「計画の決定は一般的抽象的な『青写真』にすぎず、訴えの対象にはならない」と判示したいわゆる「青写真判決」（1966〔昭和41〕年2月23日）を42年ぶりに判例変更し、事業計画段階での取消しの可能性を認めた。第四に、訴えの利益に関する最高裁判決（2015〔平成27〕年3月3日）は、先行の処分を受けたことを理由として後行の処分に係る量定を加重する旨の不利益な取扱いの定めがある場合には、上記先行の処分に当たる処分を受けた者は、将来において上記後行の処分に当たる処分の対象となり得るときは、上記先行の処分に当たる処分の効果が期間の経過によりなくなった後においても、当該処分基準の定めにより上記の不利益な取扱いを受けるべき期間内はなお当該処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有するものと解するのが相当である、という判断を示し、訴えの利益について広く認めたものと評価できる。

また、下級審判決においても、例えば障害児である子について就園不許可処分を受けた保護者により申し立てられた町立幼稚園への就園許可について仮の義務付けを認容し確定した（徳島地判2005〔平成17〕年6

月7日判例自治270号48頁)。このように、厳格かつ限定的な解釈を裁判所が実際に行うか否かが懸念された「償うことの出来ない損害を避けるため緊急の必要があること」という仮の義務付け(行訴法37条の5第1項)の要件について、極めて常識的な判断を徳島地方裁判所が行った。この裁判例は改正行訴法の趣旨を裁判所が十分に受け止めたと評価可能な画期的決定であったと評価できる。更には広島地判2009(平成21)年10月1日の差止認容例(判時2060号3頁)などの下級審裁判例が存在する。

かつて、下級審レベルで「重大な損害」要件を不相当に厳格に解釈する傾向があった(大阪地判2006〔平成18〕年2月22日判タ1221号238頁など)。しかし、最高裁判決(2012〔平成24〕年2月9日)は、職務命令違反を理由とする懲戒処分差止訴訟につき、命令違反を理由として懲戒処分が反復継続的かつ累積加重的になされていくことにより生ずる損害は、処分後の取消訴訟により容易に抹消されないとして、訴えの適法性を認めた。この流れを受けて、裁判所の下す判決については、事後救済が原則であるといった観念を捨て、違法であることが明らかである限り、事前救済を充実させる判決が主流になっていくことが望ましい。

次に、近時の最高裁判例の問題点について検討する。第一に、「青写真判決」(1966〔昭和41〕年2月23日)の変更を行った最高裁判決(2008〔平成20〕年9月10日)による処分概念の拡張は、事業計画段階での処分性・取消の可能性が認められる半面、出訴期間徒過や取消訴訟の排他的管轄が問題とされる事案も現われる可能性があるため、国民の権利の実効的な救済の観点から問題が生じる可能性がかえって増大する危険性があると指摘されている。第二に、医療法(改正前)7条に基づく開設許可のされた病院の付近において医療施設を開設し医療行為をする医療法人等は、同許可の取消訴訟の原告適格を有しないとする最高裁判決(2007〔平成19〕年10月19日)についても、原告適格の範囲が不当に狭められているのではないかという議論の余地があろう。

そもそも、行訴法の訴訟要件の存在は、その不当に厳格な解釈と相まって、行政を民主的に是正していくという理念への反作用として働いているのであり、処分性、原告適格、訴えの利益といった訴訟要件の存在そのものを再吟味する必要があるのではないだろうか。

そのため、上記改正の際、2004(平成16)年5月14日衆議院法務委員会の附帯決議において決議されたものの、条文には取り込まれなかった「権利救済の実効性、法の明確性、当事者の対等性を基本として審理すべし」とする条項について、行訴法に追加するよう図られなければならない。

そして、新たな行政訴訟制度が改正法の趣旨に沿った運用がされるよう、国民及び弁護士はチェックを怠ってはならない。

3 積み残し課題に関する改革の具体的方策

(1) はじめに

上記のとおり、2004(平成16)年の行政事件訴訟法の改正は、時間的制約の下で行われた最低限の第一次改革に過ぎない。たしかに、多数の論点がこの改正の対象にはならなかった。しかし、それは「改正をする必要がない」というわけではない。例えば、裁量処分(法第30条)については、義務付け訴訟の規定(法第37条の2第5項)にそのまま援用されているが改正の必要がないと判断されて残されたというわけではない。

今後も引き続き国民の権利利益を救済する観点から行政事件訴訟法の改正を行う必要がある。

(2) 行政訴訟制度改革について

具体的には、訴訟制度についてのさらなる改革としては、訴訟対象の拡大、行政訴訟の管轄の拡大(支部への拡大、国を当事者とする裁判の地方への管轄拡大など)、訴え提起手数料の合理化(同一処分を争う場合には、原告数にかかわらず訴え提起の手数を同額とする、税務訴訟では最高裁まで含めると数百万円の印紙額が当たり前といった現状を是正する、むしろ抗告訴訟の訴額は算定不能とする等)、弁護士報酬の片面的敗訴者負担制度の導入(行政訴訟の公益性に鑑み勝訴原告の弁護士費用を行政側敗訴の場合にのみ負担さ

せる制度)、職権証拠調べの公費負担、上訴・抗告期間の延長、民事訴訟との関係の整理、団体訴訟制度の導入(環境保全、消費者保護分野等において公益性を有する団体に訴権を付与する制度)、納税者訴訟の導入(国レベルの公金支出をチェックする制度)、行政訴訟に国民の健全な常識を反映させる陪・参審制ないし裁判員制度の導入等が検討されるべきであろう。

また、行政計画及び行政立法の処分性については最高裁判決が例外的に認めたケースも存在する一方、行政計画及び行政立法が極めて多種多様であるため、適切な司法審査の在り方を検討する必要がある。

(3) 行政訴訟以外の解決法について

社会的紛争の解決を訴訟(司法ルート)に委ねることの社会的コストは大きく、事前の適正手続による解決が望ましい。その意味で、2016(平成28)年4月に施行された行政不服審査法の改正の成果の検証をすべきである。2014(平成26)年に行政手続法の改正がなされ、2015(平成27)年4月から施行されたとはいえ、その整備(行政立法、行政計画、公共事業手続、行政契約等)は未だ遅れており、行政型ADRの整備・改革、行政訴訟改革を真に実現するための個別行政実体法の改正等が検討されるべきであろう。